

吹付けアスベスト等が使用された市営住宅について

公営住宅に使用された吹付けアスベスト等に関する一連の報道を受け、平成 29 年 6 月 22 日付の国土交通省通知「公営住宅等における吹付けアスベスト等の使用実態にかかる情報提供について」を踏まえ、札幌市の市営住宅の状況を公表するとともに、相談窓口を設けます。

1 吹付けアスベスト等の使用状況

平成 29 年 6 月 23 日現在使用している市営住宅において、吹付けアスベスト（石綿）は使用されていません。

また、機械室等において、少量のアスベストを含む吹付けロックウールを使用していることが確認されていますが、除去又は囲込み工事を完了しています（別紙「現在使用中の市営住宅における吹付けアスベスト等の使用実態について」参照）。

吹付けアスベスト等(※)	使用箇所	対策状況
吹付けアスベスト（石綿）	無し	—
アスベスト含有吹付けロックウール	機械室等（住戸の居室等には無し）	除去・囲込み工事完了済

※ 吹付けアスベスト等…吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（0.1 重量%を超えてアスベストを含有しているものに限る）

なお、市営住宅の一部（8 団地 46 棟）に、微量のアスベストを含む吹付けひる石を使用したものが確認されていますが、通常の使用状態では表面が硬く安定しており、過去の調査においてもアスベストの飛散は確認されていません。

2 今後の対応について

現在使用中の市営住宅については、点検の実施など引き続き適切な維持管理を行います。また、解体済みの市営住宅における吹付けアスベスト等の使用状況について、現在調査中であり、終わり次第、公表します。

3 相談窓口

市営住宅の吹付けアスベスト等の使用状況及び対策状況について、ご不明な点がございましたら、下記の相談窓口までお問合せください。（土日祝日を除く 8 時 45 分から 17 時 15 分まで）

相談窓口（問い合わせ先）
都市局市街地整備部住宅課

電話：011-211-2807